

アユ不漁特別対策資金（融資）の創設について

アユの極端な不漁を受け、滋賀県水産振興資金に運転資金等を対象としたアユ不漁特別対策資金を創設しました。概要は以下のとおりとなります。

○資金内容

資金使途		貸付対象者 (同一借入者の限度額)	貸付期間 (年以内)	うち据置 期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象
アユ不漁緊急特別対策資金	運転資金	漁業協同組合連合会 漁業協同組合 水産加工業協同組合 漁業生産組合 養殖漁業者 漁船漁業者 水産加工業者	5	1	対象資金総額の80%以内 最高額 以下のとおり 最低額 50万円 漁業協同組合連合会、 漁業協同組合（正組員数50人以上） 最高額 3,000万円 漁業協同組合（正組員数50人未満） 最高額 1,500万円 水産加工業協同組合 最高額 700万円 水産加工業者、漁業生産組合 最高額 1,000万円 養殖漁業者、漁船漁業者 最高額 500万円 ※ただし、漁業協同組合連合会、漁業協同組合および水産加工業協同組合以外の者は過去3年間のアユに関連する収入を平均した額を超えることはできない ※令和7年度アユ不漁特別対策資金の貸付限度額は、令和6年度アユ不漁特別対策資金の貸付額を除いた額とする。ただし、別表2の貸付限度額を超えることはできない。	・労務費（賃金、福利厚生費、保険料等） ・原材料費（魚介類養殖用種苗、水産物加工用原材料等） ・材料費（燃料費、えさ代、氷代等） ・諸材料費（光熱水費等） ・市場開拓費、販売促進費 ・その他漁業経営に必要な経費（水産業協同組合の機能維持に係る経費を含む。）

○借受資格者

借受資格者は、滋賀県に住所を有し、令和4年12月から現在まで琵琶湖のアユにかかる漁業または水産加工業を営む者のうち、令和5年12月以降にアユの不漁による影響を受けた者であって、下記のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 直近の決算年の販売額（漁獲高）が前年もしくは前々年の決算年と比較して20%以上減少した者
- (2) 水産加工業を営む者であって、直近の決算年の粗利益が前年もしくは前々年の決算年と比較して概ね5%以上減少した者もしくは直近の決算年の原価率が前年もしくは前々年の決算年と比較して概ね2%以上増加した者
- (3) 滋賀県漁業協同組合連合会、漁業協同組合および水産加工業協同組合であって、アユ不漁の影響により今後の組合運営に著しい影響があると県が認める者

***上記条件を満たす、水産業協同組合もしくは水産業協同組合の組合員が対象となります。**
(詳細は、ホームページの要綱・要領をご確認ください。)

○申請申込について

申込期間：令和7年9月17日～令和7年12月19日まで

○利子の補助について

金利については、借受者が金融機関に一度支払っていただく必要がありますが、利子相当額については、一定の期間ごとに県が利子補給補助金を借受者に交付します。

※金利は漁業近代化資金の利率に準じて知事が別に定めており、申込時の利率が適用されます。

※県が補給を行う貸付金利は、償還計画通りの額のみです。返済が延滞した場合の延滞金は借受者の負担となります。なお、原則として6ヶ月間以上償還が滞ると利子補給を打ち切る場合があります。

○保証料の補助について

保証料は、県が全国漁業信用基金協会に支払うため、借受者の負担はありません。

※県が支払う保証料は、償還計画通りの額のみです。返済が延滞した場合の延滞金は借受者の負担となります。なお、原則として6ヶ月間以上償還が滞ると保証料補助を打ち切る場合があります。

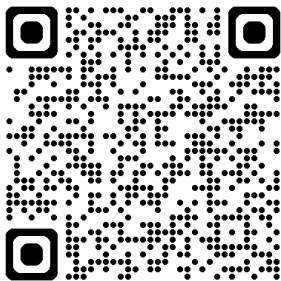
※全国漁業信用基金協会に加入されていない場合は、加入（出資金必要）いただく必要があります。

○要綱・要領、申請書類について

以下の、ホームページをご確認ください。

・要綱・要領

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/suisan/300593.html>



・申込書類

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302869/103966.html>

